

老発第0522001号  
平成18年5月22日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

### 介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

標記については、今般、別添のとおり「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」を定め、平成18年度に行われる介護支援専門員実務研修受講試験から適用することとしたので通知する。

本通知の施行に伴い、「介護支援専門員養成研修事業の実施について」（平成11年4月2日付け老発第316号）の（別添2）介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱は削除する。

については、事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、今回新たに介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の認定に必要な実務経験（以下「実務経験」という。）として認めることとした「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添9（地域福祉権利擁護事業実施要領）に規定する専門員、別添13（ホームレス総合相談推進事業実施要領）に基づき相談援助業務を行っている相談員及び別添14（ホームレス自立支援事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センターにおいて相談援助事業を行っている生活相談指導員並びに医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所において主たる業務が介護等の業務である看護の補助の業務に従事する者については、平成18年4月1日以前の実務経験も含むものである。

また、本通知施行前の以下に掲げる業務については、実務経験期間に算入できるとしているのご留意願いたい。

- (1) 「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」（昭和60年1月22日付け社更第4号）第2章の第3、第4、第5、第7、第3章の第5、第4章の第3又は第4に規定する生活指導員、第2章の第6に規定するケース・ワーカー若しくは第4章の第5に規定する指導員として相談援助業務に従事した期間
- (2) 「身体障害者福祉ホームの設備及び運営について」（昭和60年1月22日付け社更第5号）別紙（身体障害者福祉ホーム設置運営要綱）9に規定する利用者の生活及び自立に関する相談、助言その他必要な援助を行う職員として相談援助業務に従事した期間
- (3) 「身体障害者福祉センターの設備及び運営について」（昭和60年1月22日付け社更第6号）別紙（身体障害者福祉センター設置運営要綱）に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員として相談援助業務に従事した期間
- (4) 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成2年厚生省令第57号）第11条第1項第4号、第21条第1項第4号又は第27条第1項第3号に規定する生活指導員若しくは第33条第1項に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間
- (5) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号に規定する生活指導員又は「軽費老人ホームの設備及び運営について」（昭和47年2月26日付け社老第17号）別紙（軽費老人ホーム設置運営要綱）第4に規定する生活指導員として相談援助業務に従事した期間
- (6) 「隣保館の設置及び運営について」（平成9年9月9日付け厚生省発社援第198号）別紙（隣保館運営要綱）に基づく隣保館において相談援助業務を行っている職員、「隣保館における隣保事業の実施について」（平成9年9月9日付け社援地第81号）別添5（広域隣保活動事業実施要綱）に基づく広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員又は「地域改善対策対象地域における生活相談員の設置について」（昭和55年5月21日付け社生第82号）別添（地域改善対策対象地域における生活相談員設置要綱）に基づき相談援助業務を行っている生活相談員として相談援助業務に従事した期間
- (7) 心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設において相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカーとして相談援助業務に従事した期間
- (8) 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成8年5月10日付け児発第496号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設における児童指導員として相談援助業務に従事した期間

- (9) 身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設において相談援助業務に従事した期間
- (10) 「市町村障害者生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け社援更第133号)別添(市町村障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「市町村障害者生活支援事業」を行っている施設において相談援助業務に従事した期間
- (11) 「知的障害者地域生活援助事業の実施について」(平成元年5月29日付け児発第397号)別紙(知的障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「知的障害者地域生活援助事業」を行っている知的障害者グループホームにおいて相談援助業務に従事した期間
- (12) 「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」(平成3年9月30日付け児発第832号)別紙(在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱)に基づく「在宅知的障害者デイサービス事業」を行っている在宅知的障害者デイサービスセンターにおいて相談援助業務に従事した期間
- (13) 地域保健法第5条に規定する保健所における精神保健福祉相談員として相談援助業務に従事した期間
- (14) 「精神障害者地域生活援助事業(精神障害者グループホーム)の実施について」(平成4年7月27日健医発第902号)別紙(精神障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域生活援助事業」を行っている精神障害者グループホームにおいて相談援助業務に従事した期間
- (15) 「障害児(者)地域療育等支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第497号)別紙(障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱)に基づく「療育等支援施設事業」における相談援助業務を行っている相談員として相談援助業務に従事した期間
- (16) 「地域福祉推進事業の実施について」(平成13年8月10日付け社援発第1391号)別添4(地域福祉権利擁護事業実施要領)2に規定する専門員として相談援助業務に従事した期間
- (17) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生施設(重度の肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。)、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設(重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。)の寮母の業務に従事した期間
- (18) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者居宅介護等事業又

は知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介護等事業の訪問介護員の業務に従事した期間

(19) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業若しくは身体障害者短期入所事業、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者短期入所事業又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者短期入所事業を行う施設の職員であり、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間

(20) 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成8年5月10日付け児発第496号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」において施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）の業務に従事した期間